

報告第5号

令和7年度幸手市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定に基づき、令和7年度幸手市一般会計の事故繰越し繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日提出

幸手市長 木村純夫

令和 7 年度幸手市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出 負担 行為額	左 の 内 訳		支出負 担行 為額 予 定 額	翌年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源	
2 総務費	1 総 務 費 管 理 費	OA 機器等 整備事業	3,927,000	0	3,927,000	0	3,927,000	0	0	3,927,000	部品の納品に 不測の日数を 要したため。
合 計			3,927,000	0	3,927,000	0	3,927,000	0	0	3,927,000	